么

┉

汨

恤

月曜日

 $^{\circ}$

平成23年10月

総務部行政経営企画課 印 刷 株 式 会 社

福岡県 正 光 福岡市博多区東公園7番7号福岡市西区周船寺3丁目28番1号 每週月水金曜日 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒819-0373 定期発行日

平成23年10月3日 第3311号

(農村整備課) ……5

目 次

示 (第1639号 - 第1655号) 告

	○道路の区域の変更		(道路	各維持	寺課)	1
	○道路の区域の変更		(道路	各維持	寺課)	1
	○道路の供用の開始		(道路	各維持	寺課)	2
	○道路の区域の変更		(道路	各維持	寺課)	2
	○道路の供用の開始		(道路	各維持	寺課)	2
	○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅		(漁業	美管 理	里課)	3
	○開発行為に関する工事の完了		(都市	計言	画課)	3
	○開発行為に関する工事の完了		(都市	計言	画課)	3
	○平成23年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	催	(畜	産	課)	3
	○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知		(森村	保全	全課)	3
	○解除予定保安林の所在場所等		(森村	保全	全課)	4
	○土地改良区の換地計画の適否決定		(農村	整位	⋕課)	4
	○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社	会活動	推進	進課)	4
	○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社	会活動	推進	進課)	4
	○道路の区域の変更		(道路	各維持	寺課)	5
l	○道路の供用の開始		(道路	各維持	寺課)	5

告 示

福岡県告示第1639号

○土地改良区の役員の退任

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

							福岡県知	事 小	川洋
県土整備 事務所名	道距種	各の類	路	線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
立 第	中 :	津畑	前	築上郡吉富町 741番4先か 築上郡吉富町 860番1先ま	ら 「大字広津	13.0 ~ 45.0	217.0		
京 築	県	道	豊		後	築上郡吉富町 741番4先か 築上郡吉富町 860番1先ま	ら 「大字広津	13.0 ~ 49.0	217.0

福岡県告示第1640号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事	小	Ш	洋
-------	---	---	---

県土整備 事務所名	道 種	各の 類	路	i線名	変前後	更別	区	間	幅 (メー	員トル)	延 長 (メートル)	
	県	道	八	女線春	前		田川郡添田町大 1854番1先から 田川郡添田町大 923番1先まで	、 文字添田		9.6 ~ 15.2	149.0	
	乐	甩	香		後		田川郡添田町プ 1854番1先から 田川郡添田町プ 923番1先まで	、 文字添田		9.6 ~ 33.0	149.0	

账

m III	県 道	香春帕	前	田川郡糸田町3310番 1 先から 田川郡糸田町2097番 1 先まで	11.4 ~ 31.8	286.5	
田川	県 道	糸 田 ^裸	1012	後	田川郡糸田町3310番1 先から 田川郡糸田町2097番1 先まで	11.4 ~ 34.1	286.5
	県 道	英彦山線	前	田川郡赤村大字赤1035 番2先から 田川郡赤村大字赤874番 7先まで	6.3 ~ 10.9	548.7	
	県 道	香春椒	後	田川郡赤村大字赤1035 番2先から 田川郡赤村大字赤874番 7先まで	7.7 ~ 11.0	548.7	

福岡県告示第1641号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成23年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路	線名	供 用 開 始 の 区 間
田川	香糸	春 田	田川郡糸田町3310番 1 先から 田川郡糸田町2097番 1 先まで

福岡県告示第1642号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道距種	各の類	路	線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
					前	福津市上西郷394番3先 から 福津市福間40番3先まで	9.5 ~ 18.4	759.9
	後				前	福津市上西郷394番3先 から 福津市福間40番3先まで	9.5 ~ 22.8	796.9
北九州		郑臣	前	福津市上西郷394番3先 から 福津市福間40番3先まで	9.5 ~ 22.8	812.1		
		後	福津市上西郷394番3先 から 福津市福間40番3先まで	9.5 ~ 18.4	759.9			
					後	福津市上西郷394番3先 から 福津市福間40番3先まで	9.5 ~ 22.8	812.1

福岡県告示第1643号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成23年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 路線名 事務所名

供用開始の区間

価

北九州

馬野 福間 福津市上西郷394番3先から福津市福間40番3先まで

福岡県告示第1644号

次の加入区において平成19年10月福岡県告示第1792号により発生した指定漁船を普通 損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第 1項第1号の規定により平成23年10月1日を限り消滅したので、同条第2項の規定によ り公示する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1645号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1263番1及び1263番58から1263番91まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

福岡県告示第1646号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。 平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字田富字牛丸143番1から143番4まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町大字田富字牛丸152番の1

医療法人社団 日晴会 久恒病院

理事長 原 正文

福岡県告示第1647号

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年福岡県規則第106号)第2条第2項の規定に基づき、次のように平成23年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成24年 1 月16日から同年 2 月14日まで

福岡県告示第1648号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 築上郡上毛町大字下唐原2305の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

_

3311号

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1649号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により次のように告示する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字下唐原2305の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1650号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成23年9月21日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する 書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
赤熊土地改良区	換地計画書の写し (赤熊地区)	平成23年10月3日から 平成23年11月1日まで	田川市役所

福岡県告示第1651号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
 平成23年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人Wall Less Japan

- (2) 代表者の氏名 坂本 憲治
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市城南区金山団地41番501号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、孤独死の危険性のある者と買い物に困っている者に対して、孤独死 防止と買い物支援に関する事業を行い、また市民活動を促し、ふれあいあふれる社 会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1652号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成23年10月3日 月曜日

影

汨

汨

る。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人おおむた・わいわいまちづくりネットワーク

(2) 代表者の氏名

岡本 雅子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市大字今山2590番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大牟田を中心として近隣の市町村の歴史と文化の伝承というものから地域環境を改善していくために地域住民と協働してまちづくりに取り組む。有明海を母なる海として、流域文化の振興と育成などの取り組みを通して農山村地域の振興、さらには、未来社会を夢と希望の有る社会にしていくための子どもたちの支援事業、市民活動団体等の育成のためのまち育て等に関する事業を行い、近隣市町村や市民活動団体等との協働によるまちづくり事業に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

	道路の 種 類 路線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--	----------------	---------	---	---	---------------	---------------

京築	県	道	寒田蚰	前	築上郡築上町大字本庄 2922番1先から 築上郡築上町大字伝法 寺400番1先まで	10.0 ~ 23.7	241.3
· 从 荣	· 异	担	下別府	後	築上郡築上町大字本庄 2922番1先から 築上郡築上町大字伝法 寺400番1先まで	10.0 ~ 27.6	241.3

福岡県告示第1654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	寒 田線下別府	築上郡築上町大字本庄2922番1先から 築上郡築上町大字伝法寺400番1先まで

福岡県告示第1655号

下小山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月3日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏	名	住 所
相良 定生		築上郡築上町大字小山田1855番地